

奈良県告示第三百三号

昭和四十三年五月奈良県告示第七十七号（奈良県屋外広告物条例第四条第一項第一号、第七号及び第九号の規定により指定する地域及び場所）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から施行する。

平成二十三年九月三十日

奈良県知事 荒井正吾

2 近畿日本鉄道吉野駅前広場	上
七 奈良県景観計画に定める広域幹線沿道区域又は第二種特定区域を構成する道路（以下「幹線道路」という。）の交差点（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第五号に規定する交差点であつて、信号機を有するものに限る。）の中心から幹線道路の中心線に沿ってそれぞれ三十メートルに幹線道路と交差する道路の幅員の二分の一を加えた距離だけ離れた点において幹線道路の中心線に垂直に引いた線の内側の区域であつて、幹線道路の道路敷地の両端から三十メートル以内のもの（道路敷地を除く。）その他これに準じる区域で知事が定めるもの	又 前

表条例第四条第一項第九号に係るものの項中

記の地域のうち、  
各号に掲げる地域  
は場所を除く。

を

2 近畿日本鉄道吉野駅前広  
場

七 次の道路（高架橋等を有する区間を除く。以下この号において「幹線沿道」という。

）の交差点（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第五号に規定する交差点であつて、信号機を有するものに限る。次号において同じ。）の中心から幹線道路の中心線に沿ってそれぞれ三十メートルに幹線道路と交差する道路の幅員の二分の一を加えた距離だけ離れた点において幹線道路の中心線に垂直に引いた線の内側の区域であつて、幹線道路の道路敷地の両端から三十メートル以内のもの（道路敷地を除く。）その他これに準じる区域で知事が定めるもの

1 一般国道二十五号のうち斑鳩町内の一般国道百六十八号との交点から同町と王寺町との境界線までの区間（三郷町の区間を除く。）

2 一般国道百六十八号のうち斑鳩町内の一般国道二十五号との交点から同町と平群町との境界線までの区間

八 奈良県景観計画に定める広域幹線沿道区域又は第二種特定区域を構成する道路（以下「幹線道路」という。）の交

上記の地域のうち、第一号から第六号までに掲げる地域又は場所を除く。

差点の中心から幹線道路の中心線に沿ってそれぞれ三十メートルに幹線道路と交差する道路の幅員の二分の一を加えた距離だけ離れた点において幹線道路の中心線に垂直に引いた線の内側の区域であって、幹線道路の道路敷地の両端から三十メートル以内のもの（道路敷地を除く。）その他これに準じる区域で知事が定めるもの

に改める。